

事務連絡
令和3年9月6日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 藤原 利雄

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る 貨物自動車運送事業輸送安全規則の取扱いについて

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、国土交通省では本年9月から、点呼支援機器を活用した点呼の実証実験を行うこととしております。

このような中、今般、国土交通省自動車局安全政策課長から、別紙のとおり、同実証実験において点呼支援機器を活用して行われた点呼については、貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に適合するものとする旨の通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、同実証実験に参画する事業者（営業所）を巡回指導する場合の対応につきましては、別途、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関あて文書を発信いたします。

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第73号の2
令和3年8月24日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

自動車局 安全政策課長

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る貨物自動車運送
事業輸送安全規則の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、
自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知徹底を図られたい。

国自安第73号
令和3年8月24日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

実証実験における点呼支援機器を活用した点呼（自動点呼）に係る貨物自動車運送
事業輸送安全規則の取扱いについて

貨物自動車運送事業における運行管理については、貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、本年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン2025において、「点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行う自動点呼も実現可能性が出てきているところ、事業者が安心して使用できる機器を選定できるような制度について検討する」とされたこと等を踏まえ、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めているところである。

今般、点呼支援機器を活用した点呼（以下「自動点呼」という。）の導入効果が早期に見込まれる、乗務を終了した運転者に対して行う点呼（以下「乗務後点呼」という。）について、運行管理高度化検討会（※）における実証実験を通じ、自動点呼に使用する機器に求められる要件等について検討を行うこととしたところ、実証実験として行う点呼支援機器を活用した乗務後点呼については、下記のとおり取扱うこととするので、了知されたい。

（※）国土交通省自動車局に設置された有識者会議

記

貨物自動車運送事業者が輸送の安全の確保のために必要な措置を講じているとして運行管理高度化検討会において認められ、実証実験として当該検討会の監督の下に行われる点呼支援機器を活用した乗務後点呼については、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第七条第二項及び第二十条第一項第八号の規定に適合するものとする。